

ご宿泊約款

（適用範囲）

- 第一条　当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2.　当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申込み）

- 第二条　当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当ホテルが必要と認める事項
2.　宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

- 第三条　宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2.　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3.　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第六条及び第十八条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第十二条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4.　第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りす。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 第四条　前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2.　宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（宿泊契約締結の拒否）

- 第五条　当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - 宿泊しようとする者が、次のイからニに該当すると認められるとき
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 入れ墨をしていると判明したとき
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - 三重県旅館業法施行条例第八項の規定に該当するとき
 - 館内及び施設内において許可の無い販売行為、特定のイベントや商法の取引、善良の風俗に反する行為などが目的であるとき
- （**宿泊客の契約解除権**）
- 第六条　宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2.　当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第三条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第四条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3.　当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時

刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

- 第七条　当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - 宿泊客が次のイからニに該当すると認められるとき
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - 入れ墨をしていると判明したとき
 - 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
 - 三重県旅館業法施行条例第八条の規定に該当するとき
 - 館内及び施設内において許可の無い物販行為、特定のイベントや商法の取引など認められるとき
2.　当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきます。
- （**宿泊の登録**）
- 第八条　宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
2.　宿泊客が第十二条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

（客室の使用時間）

- 第九条　宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2.　当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。但し、午後1時までを限度とし追加料金を申し受けます。

（利用規則の遵守）

- 第十条　宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

（営業時間）

- 第十一条　当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各署の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- フロント・サービス時間
 - 門限　午後11時00分
 - フロント　午前 8時00分～午後10時00分
 - 飲食等（施設）サービス時間
 - 朝食　午前 7時00分～午前 9時00分
 - 昼食　午前11時30分～午後 2時00分（ラストオーダー午後 1時30分）
 - 夕食　午後 5時30分～午後 9時00分（ラストオーダー午後 7時30分）
2.　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

（料金の支払い）

- 第十二条　宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 - 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。
- （**当ホテルの責任**）
- 第十三条　当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を保証します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときには、この限りではありません。

- 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、総合賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 第十四条　当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

- 第十五条　宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル払いません。15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、3万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

別表第1　　宿泊料金等の算定方法（第二条第1項及び第十二条第1項関係）	
宿泊客が支払うべき総額	内容
宿泊料金	基本宿泊料金（室料+朝・夕食料）+サービス料
追加料金	追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金+サービス料
税金	イ. 消費税　ロ. 入湯税
※ 基本宿泊料金は、フロント及びホームページに掲載の料金です。	
※ 子供料金は、小学生以下に適用します。	
大人に準ずる食事と寝具などを提供した場合　・・・ 大人料金の70%	
子供用の食事と寝具を提供した場合　・・・・・・・・ 大人料金の50%	
寝具のみを提供した場合　・・・・・・・・・・・・・・ 5,000円（税別）	
寝具・食事の提供をしない幼児の場合　・・・・・・・・ 1名のみ無料	

別表第2　　違約金（第六条第2項関係）									
人数・解除日	不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	14日前	30日前	31日前～
1名～ 14名	100%	70%	30%	20%	無料				無料
15名～ 30名	100%	70%	50%	30%	10%	無料			
31名～100名	100%	90%	70%	50%	30%	10%			
101名以上	100%	90%	70%	50%	30%				
※ 当日 午前10：00以降は不泊扱いとなります。									
※ ゴルフプラン・エステティックのキャンセル料に関しても上記の表を適用します。									

--

個人情報保護方針

メナード青山リゾートは、ホテル部門の日本メナード化粧品株式会社とゴルフ部門の株式会社メナードランドの2社で共同運営しております。当リゾートは、常に皆様へのサービス向上に取り組んでおります。当リゾートに提供される個人情報は、お客様へのサービスのご提供や、当リゾートの情報をお送りするために、日本メナード化粧品株式会社および株式会社メナードランドで共同利用させていただきます。下記事項を常に念頭に置き、お客様の個人情報保護に万全を尽くしてまいります。当リゾートがお客様の情報を取扱う際には、プライバシー保護に十分配慮し、法令その他の規範を遵守いたします。

- お取り扱い情報について

当リゾートが取り扱うお客様の情報は、次に挙げるものです。

 - お客様が予約時に当社へ通知された事項
 - 各種申込み等に記入された事項
 - 各施設のご利用やご決済から派生する事項
- 情報のお取り扱いについて

当リゾートは、社員教育・内部統制・システムセキュリティ等の継続的な見直しを図り、お客様の個人情報保護の向上に努めます。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

- 第十六条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察へ届けます。
 - 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

（駐車場の責任）

- 第十七条　宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

- 第十八条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。